

## ○千葉市指定自転車駐車場利用受付事務実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、千葉市自転車等の放置防止に関する条例(昭和58年千葉市条例第9号。以下「条例」という。)及び千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(昭和58年千葉市規則第62号。以下「規則」という。)に定める指定自転車駐車場の利用申請に係る受付事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、条例及び規則の定めるところによる。

(利用申請に係る受付場所及び担当課)

**第3条** 指定自転車駐車場の利用申請に係る受付場所は、定期利用にあつては区役所及び指定自転車駐車場とし、一時利用にあつては一時利用のできる指定自転車駐車場とする。

2 区役所における受付業務は区役所地域振興課(以下「地域振興課」という。)が、指定自転車駐車場における受付業務は建設局土木部自転車対策課(以下「自転車対策課」という。)が所轄し、それぞれ行うものとする。

(定期利用に係る受付開始日)

**第4条** 定期利用に係る利用の申し込みは、年度の開始前及び年度の中途において受け付けるものとし、申し込みの受付を開始する日は、次に掲げるとおりとする。

(1)年度の開始前に受け付ける場合 当該年度の開始する日の3月前までの間の別に定める日

(2)年度の中途において受け付ける場合

ア 利用を開始する日が4月に属するとき 4月1日(その日が千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第1号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後において、最も近い休日でない日)

イ 利用を開始する日がア以外のとき 利用を開始する日が属する月の前月の25日(その日が千葉市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日)

(地域振興課における事務及び受付時間)

**第 5 条** 地域振興課が行う定期利用に関する事務は、次のとおりとする。

- (1) 利用申請に関すること。
- (2) 利用申請の受理及び利用の承認に関すること。
- (3) 整理に要する費用の徴収、免除及び還付に関すること。
- (4) 利用証及び利用票の交付及び再交付に関すること。
- (5) 利用の承認を受けた指定自転車駐車場の変更に関すること。

2 地域振興課の受付日及び受付時間は、千葉市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(自転車対策課における事務及び受付時間)

**第 6 条** 自転車対策課が行う定期利用に関する事務は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号から第 2 号までに掲げる事務。
- (2) 整理に要する費用の徴収及び免除に関すること。
- (3) 利用証及び利用票の交付及び再交付に関すること。
- (4) 利用の承認を受けた指定自転車駐車場の変更申請に関すること。

2 自転車対策課が行う一時利用に関する事務は、次のとおりとする。

- (1) 利用申請に関すること。
- (2) 整理に関する費用の徴収及び免除に関すること。
- (3) 一時利用券及び回数券の交付に関すること。

3 自転車対策課の受付日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 定期利用

ア 年度の開始前に受け付ける場合 別に定める。

イ 年度の中途において受け付ける場合 第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年末年始の休日(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。以下同じ。)(以下「休業日」という。)を除く日の午前 7 時から午後 6 時まで

(2) 一時利用 休業日を除く日の午前 7 時から午後 6 時まで(ただし、千葉駅東口地下自転車駐車場にあっては、年末年始の休日を除く日の午前 6 時から午後 11 時まで)

(利用申請書等の保存)

**第 7 条** 地域振興課は、次の書類を別表に掲げる駅ごとに編成し、保存するものとする。

- (1) 指定自転車駐車場利用申請書
- (2) 利用証
- (3) 利用票

- (4) 指定自転車駐車場利用変更申請書
- (5) 利用証・利用票再交付申請書
- (6) 指定自転車駐車場整理費用還付申請書
- (7) その他必要と認める書類

(受付台帳等の作成)

**第8条** 地域振興課は、指定自転車駐車場の定期利用の申請を受理したときは、利用受付台帳(様式第1号)に必要事項を記載するものとする。この場合において、当該申請が年度の中途において行われたときは、別に月別見出簿(様式第2号)を作成するものとする。

(規則第14条第1項第3号の特別の理由)

**第9条** 規則第14条第1項第3号に規定する特別の理由とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害の発生により、長期にわたり指定自転車駐車場を利用することができないとき。
- (2) 指定自転車駐車場に係る工事その他市の都合により指定自転車駐車場を利用することができないとき。
- (3) 指定自転車駐車場としての利用に耐えないと認められるとき。

#### **附 則**

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

| 駅名(JR・モノレール)           | 区役所名   |
|------------------------|--------|
| 西千葉・千葉・本千葉・蘇我・浜野・千葉みなと | 中央区役所  |
| 幕張本郷・幕張・新検見川           | 花見川区役所 |
| 稲毛・京成稲毛・スポーツセンター       | 稲毛区役所  |
| 都賀・千城台                 | 若葉区役所  |
| 誉田・土気・鎌取               | 緑区役所   |
| 稲毛海岸・検見川浜・海浜幕張         | 美浜区役所  |



